

平成 25 年 度

定 期 監 査 報 告 書

(本庁、総合支所ほか)

伊 那 市 監 査 委 員

25伊監第53号
平成26年3月25日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 伊藤 泰雄 殿
各執行機関の長 殿

伊那市監査委員

加藤 正 光
井上 富 男
飯島 尚 幸

平成25年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により、平成25年度の定期監査を実施し、併せて地方自治法第199条第2項の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

目 次

第 1	監査執行年月日及び監査の対象	1
第 2	監査の場所	1
第 3	監査の手続き	2
第 4	監査の着眼点	2
第 5	監査の結果	2
第 6	監査の所見	3
1	財政運営について	3
2	共通事項	3
(1)	収入及び未収金について	3
(2)	支出について	4
(3)	外郭団体等からの引受事務について	5
(4)	組織及び職員数の適正化等について	6
3	各課への指摘事項	6

平成25年度定期監査報告書

第1 監査執行年月日及び監査の対象

平成26年 1月14日	危機管理課、議会事務局、財政課
平成26年 1月15日	世界自然遺産登録推進室、市民課、西箕輪支所・公民館、西春近支所・公民館
平成26年 1月20日	子育て支援課、契約課、総務課・選挙管理委員会事務局
平成26年 1月21日	水道部（水道業務課・水道整備課・高遠長谷水道課）、観光課
平成26年 1月23日	生活環境課・自然エネルギー推進室、徴収対策室、建設課・特定道路整備推進室、管理課
平成26年 1月24日	商工振興課、税務課、学校教育課
平成26年 1月28日	企画情報課、産業立地推進課、都市整備課
平成26年 1月29日	会計課
平成26年 1月30日	農政課・農業委員会事務局、高齢者福祉課、健康推進課
平成26年 1月31日	生涯学習課、秘書広報課、社会福祉課
平成26年 2月 3日	高遠町総合支所（総務課・市民生活課・保健福祉課・産業振興課・建設課）、高遠長谷教育振興課
平成26年 2月 4日	長谷総合支所（総務課・市民生活課・保健福祉課・産業振興課・建設課・南アルプス林道管理室）
平成26年 2月 5日	スポーツ振興課、耕地林務課、行政改革推進室・監査委員事務局

本庁、総合支所は全課、出先機関はおおむね二分の一について実施した。

第2 監査の場所

市役所5階事務室、高遠町総合支所4階会議室、長谷総合支所第2会議室及び出先機関

第3 監査の手続き

平成25年度定期監査執行計画に基づき、各課から提出された監査資料及び抽出した関係書類により、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他の事務の執行について照合、実査並びに所属長等からの説明を受け、質疑応答及び書類試査により監査を実施した。

第4 監査の着眼点

各事務事業にあたっては、以下の観点の主眼とし実施した。

- 1 事務執行は、合規的に行われているか。
- 2 予算執行は、計画的かつ適正に処理がなされているか。
- 3 各種の帳簿、証拠書類の計数は符合しているか。
- 4 契約及び金銭会計事務は、適正に処理されているか。
- 5 文書管理事務は適正に行われているか。
- 6 出勤簿管理、時間外勤務命令は適正に行われているか。
- 7 事務事業の計画、予算付け、進捗状況は適正か。

第5 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、経営に係わる事業の管理、その他の事務の執行については、監査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるという、地方自治法の趣旨の実現のため、概ね適正かつ効率的に執行されていたが、一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられたので、以下に所見として記載した。今後の参考とし、改善すべき点は早めの対応に努められたい。

第6 監査の所見

1 財政運営について

当市の財政状況は、実質公債費比率や将来負担比率等の財政指標が示すとおり、順調に改善してきているが、アベノミクスによる景気の回復は地方には十分に波及してきているとはいえず、収入の大幅な増加は期待できない。反面、人材不足や資材単価の上昇等により入札等の不落や不調が増加し、消費税率が5%から8%に改定されることとなっているなど経費の増加が予想される中で、保育園、公民館等の建設、消防署、新ごみ中間処理施設等の広域事業の推進、環状南線等の道路整備や橋りょう等インフラの長寿命化等の事業が予定され、平成26年度からは、土地開発公社の解散に伴う第三セクター債の償還が始まる。財政状況を健全に保ちながらこれらの事務事業を実施するためには、理事者をはじめすべての職員が、常に歳入の確保、歳出の削減に高い意識を持って「財政健全化プログラム」を着実に実施することが必要である。

また、各種料金や使用料の見直し、施設の統廃合等、市民に理解と協力を得なければならない項目もあるので、経常経費の削減等について職員の一層の意識改革を実施されたい。

2 共通事項

(1) 収入及び未収金について

「債権徴収プログラム」による3ヶ年計画の最終年となるが、「未収金解消プログラム」策定から8年間にわたる継続的な努力と職員の能力向上により、上方修正した目標を達成出来る見通しとなっている。未収金額は、昨年度の定期監査時に比べ約1億2,400万円余削減され、徴収率も向上していることは高く評価するが、削減された金額の中に不納欠損処分した8,300万円余が含まれていることを認識し、今後も公平性を確保するよう努められたい。

徴収対策室で実施したアンケートによると、所属や役職により一部の職員に債権徴収に対する意識の低下が見られる。部長が先頭に立ち、職員意識を向上させ、全職員一丸となって丁寧な説明と粘り強い折衝により、財源の安定確保のために年度内の収納に更に努力されたい。

平成25年度 市税及び料金等の滞納額一覧

(単位：円、%)

税・料金等の種類	滞 納 額	前年同期滞納額	増 減	比 率
一般税	403,705,341	464,424,660	△ 60,719,319	48.2
国民健康保険税	300,215,997	344,921,338	△ 44,705,341	35.8
市税 小計	703,921,338	809,345,998	△ 105,424,660	84.0
保育料	2,524,959	3,972,707	△ 1,447,748	0.3
後期高齢者医療保険料	1,583,900	1,742,300	△ 158,400	0.2
介護保険料	9,318,270	9,392,860	△ 74,590	1.1
住宅使用料	949,600	1,182,500	△ 232,900	0.1
水道料金	58,220,738	66,569,071	△ 8,348,333	6.9
下水道使用料	43,980,821	43,502,630	478,191	5.3
下水道受益者負担金	16,559,515	25,249,971	△ 8,690,456	2.0
学校給食費	482,829	689,347	△ 206,518	0.1
料金等 小計	133,620,632	152,301,386	△ 18,680,754	16.0
合 計	837,541,970	961,647,384	△ 124,105,414	100.0

(徴収対策室定期監査資料による)

(2) 支出について

地方自治法や伊那市財務規則、通知等により定められている、契約等の事務手続きの遵守については、過去の定期監査等で度々指摘してきているが、今回の定期監査においても守られていない事例が多数見受けられた。担当職員は、単に前年を参考に書類を作成することなく、法令や通知を再度確認して適正な事務処理に努め、管理職は、自らも法令や通知を熟知し、的確な指導や厳密なチェックを行い改善に努められたい。特に、契約等に関する総務部長通知は、住民訴訟等の経過を踏まえて出されていることを再度認識されたい。

ア 補助金は、終期設定や今年度からの包括公募型補助金の導入等により、交付の適正化や効率化に努めているが、さらに交付申請の内容を厳正に審査し、補助対象経費を明確にして交付すべきである。特に、交付団体等の会計に多額の繰越金がある場合は、補助の必要性を検討し、真に必要な時に必要な額を補助すること。

イ 平成20年9月5日付特命副市長依命通達「事業執行及び補助金等の交付における未収金解消について」、平成20年11月14日付総務部長通知「随意契約の際の合議について」、平成21年3月4日付総務部長通知「工事、建設コンサルタント業務、物品購入、委託業務等における『少額随意契約』の手続き上の留意事項につい

て」等により、業務委託契約や工事請負契約等を行う際の手続きが定められているが、今回の監査でも守られていない事例が散見されたので改善されたい。

ウ 請負等の契約書の不要条文の削除が適切にされていない事例が散見された。また、契約書で定められている監督員通知や現場代理人通知等の作成すべき書類が作成されていなかった事例が散見された。提出が不要な書類については、関係条文の削除が必要である。

また、過去の定期監査等で指摘しているが、契約課で示している契約書の標準様式では、支払遅延防止法に定められた遅延損害金の率は年度ごとに改定され、新たに契約解除条項に暴力団排除条例に基づく記載等が追加されたりしている。

契約の重要性を認識し、市に不利益等が発生したり、紛争が起きたりすることが無いように必ず契約内容を確認するとともに、契約事項は確実に履行されたい。

エ 食糧費の執行にあたっては、平成23年度に改定された食糧費執行基準により、財政課との協議も含めて概ね適正に処理されていたが、今後も基準を遵守し、弁当や茶菓等についても必要最小限とされたい。

また、市として必要な業務に係る懇談会等について多額の個人負担がされている実態がある。食糧費執行基準改定の目的を踏まえた上で、必要に応じて事前協議を行うことで過度の個人負担が生じないよう努められたい。

(3) 外郭団体等からの引受事務について

ア 各課で受託している外郭団体等の事務は、9月に課長2名が検査を行うなど概ね適正に執行されていたが、一部に起票漏れ等や多額の現金を金庫で一時保管している事例が見られた。一般会計等に比べて管理が甘くなりがちなので、主管課長は、定期的にチェックを行う等体制の強化を図られたい。

イ 年間収支額以上に繰越金が残っている団体があり、中には市から負担金等が支出されている団体もあった。目的があって積み立てている場合以外は、市からの負担金の額や活動内容の見直しなど、団体のあり方を検討されたい。

ウ 団体の活動状況から市が事務を受託する必要性を検討すべきものがあつたので、職員の事務負担の軽減のために常に見直しをされ

たい。

(4) 組織及び職員数の適正化等について

合併後10年間の地域自治区設置期間の終了に向けた組織改革や、職員の定員適正化計画は、真に市が行うべき業務を常に見極め、非常勤職員へ置き換えることなく業務の縮小を図り、外部委託可能な業務については積極的に外部委託を行うほか、外郭団体等事務は出来るだけ当該団体へ移行する等により実施するよう検討されたい。

職員数比較表

(単位：人)

区分	H18	H25	増減
正規職員数	799	673	△ 126
非常勤職員数	588	709	121
職員総数	1,387	1,382	△ 5

3 各課への指摘事項

総務部

〈総務課〉

- ① 2 共通事項 (3) のとおり
- ② 2 共通事項 (4) のとおり
- ③ 委託業務について、単価契約でも予算額 100 万円以上のものは、会計管理者の事前審査が必要だが、行われていないものがあった。
- ④ 委託業務について、契約書に、暴力団排除条項がないものがあった。(2 共通事項 (2) ウのとおり)
- ⑤ 選挙投票事務の際に、投票管理者、投票立会人、投票事務従事者等に食糧費から食事代が支払われているが、投票管理者等には報酬が支払われ、職員にも超過勤務手当が支給されている。また、食糧費執行基準では、職員の食事代は自己負担することになっているので、食事代を支出することに妥当性があるか検討されたい。

〈企画情報課〉

- ① ふるさと大使については、大使からの提言等について意見交換を行い、常に市の方針や考え方を返すことにより、知恵や人脈等の情

報提供を受けられる良好な関係を築き、活用を図られたい。

- ② 人権男女共同参画の事務は、生涯学習課の社会人権同和教育との業務分担が明確でないので、組織体制の見直しを検討されたい。
- ③ 工事請負費について、1者特命随意契約で契約時に契約課の合議がないものがあつた。(2 共通事項 (2) イのとおり)
- ④ 西箕輪支所で、各区から外郭団体への負担金として納入される現金を全区から納入されるまで金庫で保管しているが、多額の現金を金庫に保管することはリスクが大きいので、こまめに口座へ入金するなど改善されたい。(2 共通事項 (3) アのとおり)

〈財政課〉

- ① 2 共通事項 (2) ア及びエのとおり
- ② 工事請負費について、契約書で定められている業者への監督員通知がされていないものがあつた。(2 共通事項 (2) ウのとおり)

〈契約課〉

- ① 各課共通事項 (2) イ及びウについて、過去の定期監査等で再三指摘しているが徹底されていない。不正の防止や市にとって不利な契約とならないために定められている事項であるから、研修等により再度徹底を図るとともに、必要事項を確認するためのチェック表を作成する等の対策を検討されたい。

〈危機管理課〉

- ① 委託業務について、契約書に記載された代表者の職名が間違っているものがあつた。

〈行政改革推進室〉

- ① 2 共通事項 (4) のとおり

〈徴収対策室〉

- ① 2 共通事項 (1) のとおり

市民生活部

〈生活環境課・自然エネルギー推進室〉

- ① 工事請負費について、契約書で定められている市から業者への監

督員通知がされておらず、業者から市へ現場代理人及び主任技術者等の通知が提出されていないものがあった。(2 共通事項 (2) ウのとおり)

保健福祉部

〈社会福祉課〉

- ① 補助金について、補助金交付決定通知書の補助条件として、事業完了後 10 日以内に実施状況等を報告することとなっていたが、期限内に実績報告書が提出されていないものがあった。

〈子育て支援課〉

- ① 委託業務について、1 者特命随意契約で、契約時に契約課の合議がされていないものがあった。(2 共通事項 (2) イのとおり)
- ② 事務を受託している外郭団体で、収入伝票、支出伝票に決裁欄がなく決裁印が押印されていないものがあった。(2 共通事項 (3) アのとおり)

〈高齢者福祉課〉

- ① 委託業務について、契約書に暴力団排除条項がないものがあった。(2 共通事項 (2) ウのとおり)

農林部

〈農政課・農業委員会事務局〉

- ① みはらしファーム公園事務所事務局長は市が非常勤職員として雇用しているが、はびろ農業公園管理組合が自立した組織として公園を運営するために、人件費の補助等により組合のプロパー職員とすることを検討されたい。
- ② 事務を受託している外郭団体で、活動状況等から市が事務局である必要性を検討すべきものがあった。(2 共通事項 (3) ウのとおり)

〈耕地林務課〉

- ① 工事請負費について、契約書で定められている市から業者への監督員通知がされておらず、業者から市へ現場代理人及び主任技術者等の通知が提出されていないものがあった。(2 共通事項 (2) ウ

のとおり)

商工観光部

〈商業振興課〉

- ① 商工業振興審議会委員の報酬が部会ごと3事業に計上されているが、事務が煩雑になるので一本化を検討されたい。

〈商工振興課・産業立地推進課〉

- ① 産業立地推進課で立地に関わった企業に対するその後の育成指導や相談は、既存企業と共に商工振興課の業務だが、実際には立地の経過から産業立地推進課で対応している状況があるので、企業によって対応に差が出ないように両課の業務分担の整理を検討されたい。

〈観光課〉

- ① 事務を受託している外郭団体で、収入伺の起票、出納簿へ記帳漏れが1件あり、通帳の残金と一致していないものがあつた。担当者の事務処理誤りのほか、課内のチェック不足も原因のため、チェック体制の強化を図られたい。(2 共通事項 (3) アのとおり)

建設部

〈建設課・特定道路整備推進室〉

- ① 除雪機械整備補助金について、補助後数年間は実績報告書の提出を求め、補助の効果を確認されたい。
- ② 各区から出された要望事項について、進捗状況や今後の見通しなどを年末に報告されたい。
- ③ 工事請負費について、契約書で定められている市から業者への監督員通知がされておらず、業者から市へ請負代金内訳書が提出されていないものがあつた。請負代金内訳書の提出が不要ならば条文削除が必要である。(2 共通事項 (2) ウのとおり)
- ④ 事務を受託している外郭団体で、繰越金が多額のものがあつた。負担金の額や活動内容を検討されたい。(2 共通事項 (3) イのとおり)

〈管理課〉

- ① 委託業務について、業者選定時の随意契約理由書と税の未納確認を含めた指名業者調書が作成されておらず、また、採用決定時の見積経過書に立会人の記録がないものがあった。(2 共通事項 (2) イのとおり)
- ② 工事請負費について、契約書の不要な条文が削除されていないものがあった。また、契約書で定められている市から業者への監督員通知がされておらず、業者から市へ現場代理人及び主任技術者等の通知が提出されていないものがあった。(2 共通事項 (2) ウのとおり)

水道部

〈水道業務課・水道整備課・高遠長谷水道課〉

- ① 委託業務について、契約書で定められている市から業者への指図書や業者の作業日報が作成されていないものがあった。(2 共通事項 (2) ウのとおり)

高遠町総合支所

〈総務課〉

- ① 事務を受託している外郭団体で、繰越金が多額のものがあった。補助金の額や活動内容を検討されたい。(2 共通事項 (3) イのとおり)

〈保健福祉課〉

- ① 事務を受託している外郭団体で、繰越金が多額のものがあった。補助金の額や活動内容を検討されたい。(2 共通事項 (3) イのとおり)

〈産業振興課〉

- ① 高遠城址公園観桜期は、全庁的な協力体制により高遠町総合支所職員の負担の軽減を図りながら対応しているが、短期間に多くの来場者が集中し入園料や駐車料金等に係る現金取扱件数及び関係帳票類の処理量も多くなることから、今後も現金等の取り扱いについては適正に処理されたい。同様に、関連して支出される補助金や委託料等についても、請求内容を精査し適正に処理されたい。

- ② 委託業務について、1者特命随意契約で、起工時・契約時に契約課の合議がされていないものがあった。(2 共通事項 (2) イのとおり)
- ③ 委託業務について、契約書が契約課で示している様式より古く、支払遅延防止法による遅延利息の率が改定前のものとなっており、また、暴力団排除条項がないものがあった。(2 共通事項 (2) ウのとおり)

長谷総合支所

〈保健福祉課〉

- ① 工事請負費について、契約書で定められている市から業者への監督員通知がされておらず、業者から市へ請負代金内訳書が提出されていないものがあった。請負代金内訳書の提出が不要ならば条文削除が必要である。(2 共通事項 (2) ウのとおり)
- ② 事務を受託している外郭団体で、繰越金が多額のものがあった。補助金の額や活動内容を検討されたい。(2 共通事項 (3) イのとおり)

〈産業振興課〉

- ① 工事請負費について、契約書の不要条文が削除されていないものがあった。また、契約書で定められている市から業者への監督員通知がされていないものがあった。(2 共通事項 (2) ウのとおり)
- ② 委託業務について、契約書で定められている業者への監督員通知がされていないものがあった。(2 共通事項 (2) ウのとおり)

教育委員会

〈学校教育課〉

- ① 市の特色のある教育力を人口増対策に生かすための戦略を立て、全国発信するよう取り組まされたい。
- ② 委託業務について、契約書が契約課で示している様式より古く、支払遅延防止法による遅延利息の率が改定前のものとなっており、また、契約書で定められている業者への監督員通知がされていないものがあった。(2 共通事項 (2) ウのとおり)
- ③ 事務を受託している外郭団体で、預金利息の収入何が起票されていないものがあった。(2 共通事項 (3) アのとおり)

〈生涯学習課〉

- ① 美術館、博物館等の文化施設は観光面の誘客にも効果が認められるが、配置されている学芸員の多くが非常勤職員であるので、人材を確保する為にも処遇のあり方を検討されたい。
- ② 委託業務について、契約書に暴力団排除条項がないものがあった。
(2 共通事項 (2) ウのとおり)

〈スポーツ振興課〉

- ① 工事請負費について、契約書の不要条文の削除が適正になされていないうえに、削除箇所に訂正印がないものがあった。また、契約書で定められている業者への監督員通知がされていないものがあつた。(2 共通事項 (2) ウのとおり)

〈高遠長谷教育振興課〉

- ① 委託業務について、1 者特命随意契約で、契約時に契約課の合議がされていないものがあつた。(2 共通事項 (2) イのとおり)

議会

〈議会事務局〉

- ① 議会だよりの編集、発行については、議員の協力を得て、職員の負担の軽減を図ってほしい。
- ② 委託業務について、契約書に暴力団排除条項がなかったほか、一部字句の間違ひがあつた。(2 共通事項 (2) ウのとおり)